

栃木県会計年度任用職員（業務支援員） 募集要項

栃木県県北児童相談所では、会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1 名	栃木県県北児童相談所 那須塩原市南町7-20	○児童相談所は、0歳～18歳未満の子どもの成長に伴って生じてくる様々な問題について相談に応じるところです。 ・児童相談業務の補助（全般） ・その他職務の遂行に必要と認められる業務

2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和 7 (2025) 年12月1日から令和 8 (2026) 年 3 月31日まで
※ 採用後、1 か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1 か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日（週30時間）
午前 9 時から午後 4 時まで
なお、午後 0 時から午後 1 時までは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年 1 月 3 日までの日
- (4) 報 酬 ① 時 給 1,395 円
② 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。
- (5) 休 暇 当方規程により、忌引休暇等の有給又は無給の休暇の付与があります。（任期が 6 月に満たないため年次有給休暇の付与はありません。）
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の（1）から（4）の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第 1 6 条に規定する欠格条項に該当しない人
（次のいずれにも該当しない人）
- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人
- (4) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する人

4 受付期間

令和7年11月20日（木）から令和7年11月26日（水）

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

- (1) 日 時 応募後、個別に御連絡します。
- (2) 場 所 栃木県北児童相談所 会議室

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。**【令和7年11月26日（水）必着】**

- (1) 履歴書（写真付）
 - ※履歴書は市販のもので結構です。
 - ※自筆で必要事項を記入してください。
- (2) 最終学校卒業証明書（卒業証書の写しでも可）
 - ※持参の場合には、平日の8時30分～17時15分の間にお越しください。
 - ※郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。
 - ※提出された書類は返却しません。
 - なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒329-2723 栃木県那須塩原市南町7-20
栃木県北児童相談所 管理課

7 結果の発表

選考結果については、面接後3日以内に電話でご連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

栃木県県北児童相談所案内図

